

プロアーティストによる文化芸術活動の再開・継続を支援します！

このたび本市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止又は縮小を余儀なくされた文化芸術活動の再開及び継続のため、感染症対策を講じた文化芸術イベントの開催及びその動画配信等、「新しい生活様式」下における文化プログラム実施に係る経費を支援し、市民が文化芸術に触れる機会を提供するため、「奈良市文化芸術活動臨時支援事業」を以下及び添付の募集要領のとおり実施します。

- 音楽、演劇、舞踊・舞踏、伝統芸能、美術、その他の文化芸術活動に対して事業費を補助（上限200万円）
- 奈良市で文化芸術活動を行う事業者（法人・個人）や文化芸術団体が対象（その他要件あり）
- プロとして収入を得ている芸術家等が出演・出展する事業・イベントなどで、創意工夫により新型コロナウイルス感染症の拡大防止が効果的に行われているものが対象

1. 募集期間

令和2年10月6日（火）～11月5日（木）（必着）

2. 補助の対象となる事業の実施期間

令和2年10月6日（火）～令和3年3月31日（水）

3. 補助対象者

文化芸術活動の実績を有する事業者（法人・個人）及び文化芸術団体

* 別途、要件があります（参考：募集要領）

4. 補助の対象となる事業

音楽、演劇、舞踊・舞踏、伝統芸能、美術

その他、文化芸術基本法（平成29年法律第73号）第八条から第十二条までに規定する分野

5. 補助の対象となる事業の内容（以下のいずれにも該当が必要）

- ・ 市内で実施される不特定多数の人を対象に公開する文化芸術活動の事業で、主となる出演者・出展者等が文化芸術活動により収入を得ていること。（プロとして活動をされている方の出演・出展等を想定しています）
- ・ 文化芸術の鑑賞・参加のあり方についての創意工夫により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止が効果的に行われるものであること。

- ・ 本補助金の趣旨及び目的に沿うものであり、かつ明確な会計経理を行うことができると認められるものであること。
- * 上記を満たしていても補助対象とならない場合があります（参考：募集要領）

6. 補助金の額

上限 200 万円（補助対象経費から収入等を差し引いた額）

補助金予算額：2,000 万円

* 9 月補正（国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用）

<提出・お問合せ先>

奈良市文化振興課「奈良市文化芸術活動臨時支援事業」担当

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1（奈良市役所北棟4階）

電話番号：0742-34-4942 Eメール：rinjibunka@city.nara.lg.jp

受付時間：土日祝を除く9時～17時